

○尾鷲市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 3 日

条例第 32 号

改正 令和 5 年 3 月 22 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、尾鷲市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。ただし、より専門的な調査審議を行う必要があると認められるときは、臨時の委員を置くことができる。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募の市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時の委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任さ

れるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務についてより専門的な調査審議を行う必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時の委員をもって組織する。

(秘密の保持)

第8条 委員及び臨時の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

（尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年尾鷲市条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和5年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。